

## 海外からの一時帰国に伴う小・中学校への体験入学について

海外生活をしているお子さんの帰国後の就学を円滑に行うため、現地の夏休み等に一時帰国した際、市内の公立小・中学校へ体験入学することができます。

### 1 受入校及び受入学年

市内滞在先の学区、年齢相当の学年

### 2 体験入学期間

登校日のうち最大21日（年度ごと）

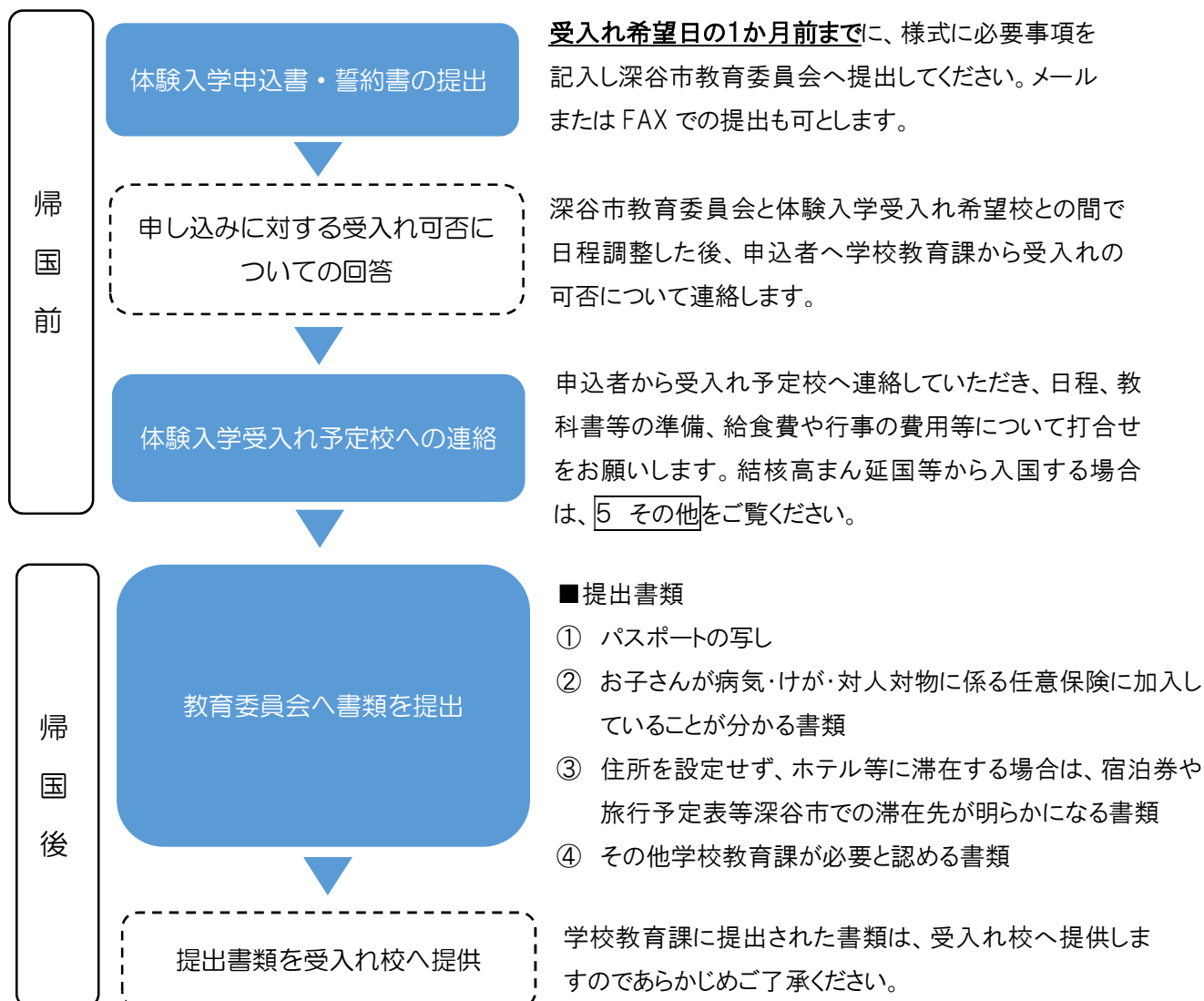
### 3 受付場所及び申込者

学校教育課で受け付けます。申込みは保護者が滞在先のかたが行ってください。帰国前に行う場合は、メール又はFAXでの申込みも可能です。

### 4 申込み手順

■ 保護者等が行う手続き

□ 学校教育課が手続き



## 5 その他

- 教科書は各自で準備をお願いします。（学校に予備がある場合には、貸与されます。）
- 体験する時期によって、給食費や行事のための費用などが必要となる場合があります。
- 学校における事故、怪我等については個人の責任において対応をお願いします。
- 学校保健安全法の出席停止となる感染症にかかっている場合は登校できません。
- 予定した期日に体験入学しなかった場合や、学校の運営上支障があると認められるときは、希望就学期間中であっても体験入学の許可を取り消すことがあります。
- 結核高まん延国等での居住歴が過去3年以内に6か月以上ある場合、精密検査を受けていただき、結果が出るまで体験入学はできません。精密検査費用は保護者負担です。
- まん延防止等重点措置や緊急事態宣言が発令され、深谷市が措置区域に該当する場合、受入れを中止します。
- 厚生労働省が定める入国後の自宅待機期間終了後からの受入れになります。

[問い合わせ]

深谷市教育委員会学校教育課

電 話：048-572-9578

F A X：048-580-3260

E-mail：gakko@city.fukaya.saitama.jp